

Webex を利用した取引に係る特約

第 1 条 本特約の適用

本特約は、個人のお客さま（以下「お客さま」といいます。）が株式会社みずほ銀行（以下「当行」といいます。）で行う取引のうち、シスコシステムズ合同会社(以下「Cisco 社」といいます。)が提供する Web 会議サービス（以下「Webex」といいます。）を利用して行う取引（以下「本取引」といいます。）に係る特約を定めるものです。本特約に定めのない事項については、本取引の内容に応じて適用される他の各種規定の定めに従うものとします。

第 2 条 Webex を利用して行うことができる取引

1. 本取引は、【別表】対象商品・対象取引一覧に記載された対象取引のみを対象として行うことができるものとします。
お客さまは、本取引の対象とすることができない商品又は取引があることをあらかじめ理解し、承諾するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、生命保険については、Webex を利用して募集を行うことができない商品があります。
3. Webex を利用して行うことができる対象取引であっても、当行の総合的判断により取引を行わないことがあります。
当行は、本取引を行うことをお約束するものではなく、本取引を行わないことについて一切の責任を負いません。

第 3 条 撮影、録画等の承諾等

1. 当行は、本取引に関して行われるお客さまとの面談の一部又は全部を撮影、録画のうえ、録画データを保存致します。お客さまは、お客さまの容貌、発言、背景その他の情報が撮影、録画され、当行が録画データを保存することについて、あらかじめ承諾の上、本取引を行うものとします。なお、お客さまの承諾がない場合、当行は、本取引を行わないことについて一切の責任を負いません。
2. 当行は、お客さま又は第三者に関する情報が撮影、録画されることに関して一切の責任を負いません。お客さまは、第三者に関する情報が撮影、録画されることのないよう、本取引を行う場所等の環境には十分に注意するものとし、又は撮影、録画されることについてあらかじめ当該第三者の承諾を得た上で本取引を行うものとします。
3. 録画データの利用、開示及び処分等の録画データに関する一切の権限は当行が有するものとします。当行は、お客さまに対して、撮影、録画又は録画データの保存、開示若しくは処分等についていかなる義務も負いません。なお、当行は、当行が必要と認めた場合は、お客さまに対して、録画データを開示することがあります。

第 4 条 本人確認

1. 本取引を行うにあたって、当行は、面談の相手方がお客さまご本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）を行います。お客さまは、当行が本人確認を行うために、当行所定の本人確認書類の提示その他当行が必要と認める事項についてお客さまの協力を求めた場合は、これに応じるものとします。
2. お客さまが前項の協力に応じたか否かにかかわらず、本人確認は当行の総合的判断によるものとします。お客さまは、当行がお客さま本人であると判断できないことにより、本取引を行うことができない場合があることをあらかじめ理解し、承諾するものとします。
3. 当行は、当行がお客さま本人であると判断して行った本取引又はお客さま本人であることが確認できないと判断して本取引を行わなかったことに関して、一切の責任を負いません。

第5条 募集等

1. 当行は、募集等に必要書類等を事前に郵送等による方法又は電磁的方法によりお客さまに交付します。お客さまが書類等を受領したことについて確認ができないとき又は受領について不備が判明したとき等は、当行は、本取引を中止し、又は取り消すこと等ができるものとします。
2. 当行は、募集等にあって、重要事項の説明等を行います。お客さまは、通信環境、周辺環境その他の事情により、当行の説明等を聞き取れず、又は理解できなかった場合は、必ずその場で当行に申し出るものとします。当行は、お客さまから特段の申し出がなかった場合は、お客さまにおいて説明等の内容を聞き取り、理解することができているものとみなして本取引を行います。

第6条 注文等の方法等

1. 本取引により商品の購入若しくは解約等の注文又は買取等の申込（以下「注文等」といいます。）を行うときは、商品名、購入、解約又は買取の別、数量、金額等、当行所定の必要事項をもれなく明確に指示してください。
2. 注文等は、書面への記名押印又は署名による方法によらず、Webex を通じて口頭で当行にお申し出いただきます。当行は、復唱等の方法により注文等の内容を確認し、それに対してお客さまが応諾した場合に限り、注文等の受付が完了したものとみなします。
3. 当行が、注文等の内容の確認をとることができないと判断した場合、当行は本取引を中止し、注文等を受け付けないことがあります。本取引を中止し、又は注文等を受け付けなかったことに関して、当行は一切の責任を負いません。
4. お客さまは、当行が受付を完了した注文等の内容について、後に変更を行うことができない場合があることをあらかじめ理解し、承諾するものとします。
5. 当行は、録画データ等の電磁的記録に記録された内容を当行が受付を完了した注文等の内容とみなして取扱いします。当行の電磁的記録に記録された注文等の内容が、お客さまの認識と異なることに関して、当行は一切の責任を負いません。なお、当行は、当行が必要と認めた場合は、お客さまに対して、当行の電磁的記録を開示することがあります。
6. 前項の規定にかかわらず、当行の電磁的記録に記録された注文等の内容が、お客さまの認識と異なるおそれがあると当行が判断した場合、当行は、お客さまに対して、改めて注文等の内容を確認することがあります。この場合において、お客さまと連絡がつかない等の事由により、注文等の内容を確認できない場合、当行は注文等を行わないことができるものとします。お客さまは、当行が注文等を行わない場合があることをあらかじめ理解し、承諾するものとします。

第7条 支払方法

1. 本取引による注文等を実行するためにお客さまによる支払が必要となる場合は、お客さまからお申し出いただいた預金口座から、普通預金通帳及び同払出請求書又は小切手によらず引き落としのうえ、充当します。
2. 募集又は売出しに係る投資信託受益権の購入のご注文をいただいたときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめお届けいただいた指定預金口座から、普通預金通帳及び同払出請求書又は小切手によらず引落としのうえ、充当します。
3. 生命保険のお申込に関し、お客さまによる保険会社への保険料の払込が必要となる場合は、前二項の規定にかかわらず、お客さまからお申し出いただいた預金口座から、普通預金通帳及び同払出請求書又は小切手によらず引き落としのうえ、振込依頼書又は本支店間外貨建送金取組依頼書によらず振込・送金を行う方法により、保険料の払込を行うものとします。この場合、お客さまは、引落口座、引落金額、適用される為替レート、振込・送金先、振込・取組日、振込・送金金額等、当行所定の必要事項をもれなく確認し、当行に対して明確に承諾してください。当行は、お客さまが確認及び承諾のうえ行った引落又は振込・送金に関して一切の責任を負いません。

第 8 条 印鑑届出に係る特約

本取引については、対象商品にかかる約款の定めにかかわらず、お客さまのご印鑑の押印および届出ならびに払戻請求書・通帳・証書等の提出を要しないものとします。ただし、当行が求める場合には、お客さまはご印鑑の押印および届出ならびに払戻請求書・通帳・証書等の提出に応じるものとします。

第 9 条 免責事項

1. 当行は、お客さまに対して、Webex を利用して本取引を行う機会を提供すべき義務を負うものではありません。お客さまは、Cisco 社又は当行の都合により、Webex を利用して本取引を行うことができない場合があることをあらかじめ理解し、承諾するものとします。
2. 端末等の障害、通信機械及びコンピュータ等の障害並びに回線障害等により、本取引の受付が遅延又は不能となった場合、若しくは本取引に関して当行から送信した情報の表示又は伝達が遅延若しくは不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
3. 当行は、お客さまが Webex のサービス利用規約等に違反したことについて、お客さま、Cisco 社その他第三者に対して一切の責任を負いません。お客さまは、お客さまの責任と判断において Webex を利用するものとします。

第 10 条 本特約の変更

本特約は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまで店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 11 条 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. お客さまが暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当行はお客さまに通知することなく本取引を停止することができ、または通知により本取引を解除できるものとします。また、当行はこれによって被った損害の賠償をお客さまに請求できるものとします。
4. 当行は、前項の規定に基づく本取引の停止または解除によりお客さまに損害が生じた場合においても、お客さまに対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

以上

【別表】対象商品・対象取引一覧

対象商品	対象取引
投資信託	購入・募集・スイッチング、積立契約/変更/中止、解約・買取、口座解約
貯蓄の達人	募集・解約
外貨預金 (外貨定期預金、特約付き定期預金)	預入
公共債	購入・買取、買取を伴う口座閉鎖
定期預金	口座開設（総合口座定期）、預入、解約
生命保険	募集

(2026 年 8 月 3 日現在)